

京都議定書に対する米国の動向

はじめに

米国では、租税条約等の条約について、米国の上院が承認することが発効の条件となる。国連の気候変動枠組み条約に関してその締約国会議において平成9年に採択された京都議定書は、同条約の改正であることから、米国上院の承認を必要とすることでは、租税条約の改正（議定書）と同じ手続となる。

米国は、この京都議定書において、2008年から2012年の約束期間において1990年の温室効果ガスの排出量レベルに対して、7%削減目標に合意している。わが国は、環境税導入等を含めて、わが国の削減目標6%達成に苦心をしている状況であるが、米国はどのようにしてこの目標を達成することを予定しているのであろうか。

1 米国上院の反対

米国においては、条約を締結して署名することは大統領の権限であるが、その条約を承認して国内的に発効させるためには上院の承認が必要であることは既に述べたとおりである。

京都議定書については、既に上院において途上国（例えば、中国又はインド等の温室効果ガス排出量の多い国）に排出量の拘束的な目標を設けない条約を承認しない決議を行っており、

米国における京都議定書の批准は難しいといわれている。したがって、このような状況を勘案して、クリントン政権は、京都議定書を上院に送っていない。

この京都議定書の発効要件は、55以上の条約締約国が批准し、附属書I 国の二酸化炭素総排出量が1990年の総排出量の55%以上となる場合、90日後に発効することになっている。しかし、世界最大の二酸化炭素排出量国である米国が、このような状態である以上、京都議定書の発効を危ぶむ声もある。

2 米国の排出量削減戦略

米国は、京都議定書の削減目標を達成するためには、2010年の予測排出量の30%程度を削減しないと目標達成が無理であるといわれている。米国の戦略は、環境税等の増税によるエネルギー消費の削減を図るものではない。

米国は、排出権取引を活用することをその戦略の選択肢の一つとしている。米国は、酸性雨防止のための二酸化硫黄の排出量規制において排出権取引を経験していること、カリフォルニア州では同様に環境対策として排出権取引が行われている等の実績がある。

また、京都議定書では、ロシアとウクライナの削減目標が100%となっているが、現行の両

Topics of International Taxation

国の排出量は、1990年の70%程度であり、約30%の余裕枠を持っており、米国は、この排出権を購入することを予定している。

さらに、京都議定書以後、米国の企業が南米の森林への投資を開始しているが、このような二酸化炭素の吸収源である森林開発は、排出量削減に役立つことになる。このような投資については、京都議定書は、クリーン開発メカニズムとして規定している。

米国は、このような環境戦略により、削減目標の半分程度が達成できると予測している。さらに、国内の政策として、新エネルギー源の開発、クリーン・エネルギーの利用促進等の税額控除等の方式により、国内における削減を前述の政策と合わせて実施することになる。

3 排出権取引等について

排出権取引については、EU、オーストラリア政府等がそのシステムに関して報告書を公表しているが、国際税務及び企業における会計処理等の取扱いについては、現在検討されていない。

例えば、国内企業間において排出権取引が行われると仮定すると、省エネ対策により余剰のある企業が、不足している企業に対してその権利を売買することになる。

この場合、余剰を持つ企業の排出権は、その権利の会計上の認識をどのようにするのであるか。その権利を取得した企業は、当然に有償取得した資産として貸借対照表に計上すること

にならうが、余剰を有する企業は、その権利の会計処理について今後検討が必要であろう。

また、国家間における排出権取引を除いて、国際間で排出権取引が企業間において行われる場合は、租税条約の適用の検討も今後の課題であろう。さらに、既に述べた国外の森林育成に對して企業が投資する場合、この権利の会計上・税務上の処理をどのようにするのであるか。

環境に関する税務として、今後環境税導入の是非を巡る議論は盛んになるであろうが、エネルギー税制のあり方の議論を除くと、環境税自体よりも、その周辺の新しい取引形態が会計及び税務の問題として浮上するのではないかと考えている。

日本大学教授

矢内一好